

## 令和8年度ルートインググループ奨学金 募集要項

### 1 応募資格

次の(1)及び(2)の要件のいずれをも満たす方

(1) 高等学校又は高等専門学校の3年次までの在学期間中に、児童福祉法第27条第1項第3号及び第33条の6に基づく次のいずれかの措置を受けて長野県で生活したことのある方

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者への委託措置

イ 里親への委託措置

ウ 児童養護施設への入所措置

エ 障害児入所施設への入所措置

オ 児童自立支援施設への入所措置

カ 児童自立生活援助事業所への委託措置

(2) 満21歳に達する年度までに次の学校(以下「大学等」という。)に在学中又は入学を予定している方(ただし、ウの高等専門学校にあっては、高等専門学校の4年次もしくは5年次に在学中又は4年次への進級もしくは編入学を予定している方)

ア 大学

イ 短期大学

ウ 高等専門学校

エ 専門学校

オ その他高等学校の卒業を入学の要件とする学校で、奨学金の給付が適当と認めるもの

### 2 奨学金の額

奨学金 月額5万円※ 入学一時金 10万円

※他の奨学金の受給状況により減額する場合があります。

※本奨学金は給付型であり、返還義務はありません。

### 3 奨学金の給付期間

大学等の定める学則に規定する正規の在学(残)期間に限ります。

### 4 奨学金の給付方法

(1) 奨学金については、次のとおり、3か月分をまとめて、奨学金の給付決定を受けた方(以下「奨学生」といいます。)本人に給付します。

4～6月分・・・当年 6月に支給 7～9月分・・・当年9月に支給

10～12月分・・・当年12月に支給 1～3月分・・・当年3月に支給

(2) 入学一時金については、入学初年度又は高等専門学校4年次に進級もしくは編入学した年度の6月に給付する奨学金に併せて給付します。

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

- ア ルートイングループ奨学金給付申請書
- イ 奨学金受給状況調査書
- ウ 振込口座申出書
- エ 推薦書

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）1月31日（土）（当日消印のあるものまで有効）

### (3) 提出先

〒386-0012  
長野県上田市中央3-8-7  
ルートインジャパン株式会社 社長室 秘書課 ルートイングループ奨学金事務局

### (4) 提出方法

郵送

## 6 審査及び結果通知

選考委員会で意見を聴取した上で選考し、申請者に結果を書面で通知します。

## 7 給付決定後の提出書類及び提出期限

- (1) 在籍証明書 入学年度の4月末日
- (2) 成績証明書 各年度前期分は10月末日、後期分は4月末日（卒業年度の後期分は提出不要）
- (3) 卒業証明書 卒業年度の3月末日

## 8 奨学金の給付を受けられなくなる場合

- (1) 奨学生が大学等の在学期間中に次のいずれかに該当することになった場合は、その直後に給付される分（ただし、エの場合はその翌月分）以降の奨学金を受けることができなくなります。  
該当することになった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
  - ア 退学したとき
  - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
  - ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
  - エ 死亡したとき
  - オ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
  - カ 奨学金の給付期間が、大学等の定める正規の在学期間に達したとき
  - キ 上記7記載の各書類の提出を遅滞したとき
  - ク その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(2) 奨学生が大学等の在学期間中に休学した場合は、その翌月分以降の奨学金の給付を停止し、復学した月の分から給付を再開します。ただし、海外留学を目的とする休学の場合には、奨学生本人の希望により、休学期間中の奨学金の給付を継続することができるものとします（この場合においても、(1) 力に該当することとなったときは、奨学金の給付は終了します。）。

## 9 その他

この募集要項に定める以外にも、ルートイングループが奨学金の給付を適当と認める場合には、奨学金を給付する場合があります。

## 10 問合せ先

ルートインジャパン株式会社 社長室 秘書課 ルートイングループ奨学金事務局

電話 0268-25-0020

電子メール secretary@route-inn.co.jp